



平成 22 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 エスエス製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 羽鳥 成一郎  
(コード番号 4537 東証第一部)  
問合せ先 財務経理部長 伊東 良宏  
(TEL. 03-3668-4511)

### ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社による 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 10 日開催の取締役会において、ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該意見の表明に係る当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を完全子会社化することを企図していること、及び、当社株式の上場が廃止される可能性があることを前提として行われたものであります。

#### 記

##### 1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社
(2) 事 業 内 容	ア 株式保有による事業活動の支配管理 イ 前号に付帯関連する一切の業務
(3) 設 立 年 月 日	平成 22 年 1 月 18 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都品川区大崎二丁目 1 番 1 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表社員 ベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベーハー 職務執行者 トーマス・ハイル 同 クリストフ・ガウガー

(6) 資 本 金	1,000 円	
(7) 大株主及び持株比率	ベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベーハー 100.00%	
(8) 公開買付者と当社等の関係等	資 本 関 係	公開買付者の完全親会社である BA（後記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) ①本公開買付けの概要等」に定義します。本(8)において以下同じ。)は、BA の完全子会社である NB（後記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) ①本公開買付けの概要等」に定義します。本(8)において以下同じ。)を通じて、当社普通株式を 70,444,343 株（株式所有割合：約 60.2%）保有しております。
	人 的 関 係	公開買付者の業務執行社員の職務執行者であるトーマス・ハイル氏及びクリストフ・ガウガー氏が、当社及び NB の役職員を兼務しております。
	取 引 関 係	公開買付者と当社の間には、記載すべき取引関係はありませんが、NB は、当社へ原材料を供給すると共に、当社から製品及び原材料を仕入れております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、NB の株式の保有を介して当社の間接親会社の立場に立つ BA の完全子会社として、当社と同一の親会社をもつ会社であり、当社の関連当事者に該当します。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 22 年 2 月 10 日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式の取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり出席取締役の全員一致により、①公開買付者による本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要等

公開買付者は、ドイツ連邦共和国に本拠を有するベーリンガー インゲルハイム グループにおける海外グループ会社の多くを統括する会社であるベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベーハー (Boehringer Ingelheim Auslandsbeteiligungs GmbH)（以下「BA」といい、公開買付者及び BA 並びに BA が本書提出日現在においてその発行済株式の全てを保有する日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社（以下「NB」といいます。）を含むベーリンガー インゲルハイム グループに属する会社（ただし、本書の記載上、当社を除くものとします。）を、「BI グループ」と総称しま

す。)が本書提出日現在においてその持分の全てを保有し、本公開買付けを通じて当社株式を取得及び保有することを目的として、設立された会社です。

公開買付者は、この度、当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得して当社を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者は、NBより、NBの保有する当社株式の全てである70,444,343株(当社の平成21年9月30日現在の発行済株式総数である116,966,183株に対するの所有株式の割合(以下「株式所有割合」といいます。):約60.2%)を本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。

また、公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限(96,497,101株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

## ② 本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った意思決定の過程及び本公開買付け成立後の経営方針

当社は、BIグループから、平成21年9月7日に、本公開買付けを含む当社の完全子会社化取引に関する提案を受けました。

ベーリンガー インゲルハイム グループは、全世界47カ国に41,000人を超える従業員を擁する世界トップ20の製薬会社の一つで、平成20年度売上は115億95百万ユーロであり、ヒト用医薬品ビジネス及びアニマルヘルスビジネスを中心に活動しております。ヒト用医薬品ビジネスは売上の96%を占めており、その大部分は医療用医薬品及びコンシューマーヘルスケア(以下「CHC」といいます。)製品で、その他化学薬品及びバイオ医薬品の業界向け製品にも取り組んでおります。ベーリンガー インゲルハイム グループは世界規模でCHCビジネスを展開・成長させており、研究・開発、生産、物流等多くの施設を全世界に配置しております。CHCビジネスの平成20年度売上は11億90百万ユーロで、平成20年度には全世界において市場シェア2.7%を占め、世界第6位にランクしております。

一方、当社は、創業245年の歴史を誇る、日本を代表する製薬会社であり、平成21年度売上は414億88百万円であります。当社は、平成17年4月に医療用医薬品事業を分割・譲渡し、OTC医薬品(一般用医薬品)事業を中心としたCHCビジネスに経営資源を集中する等、ここ数年に渡り大きな事業構造改革に取り組んでおります。現在は、「OTCのチャンピオン」となるべく企業体質の強化を図っており、経営戦略をIBM(Ideal Business Model:理想のビジネスモデル)として掲げ、継続的な収益力ある成長へつなげるために、効率的で生産性の高い社内組織の実現に向けた構造改革を進めております。BIグループからは、当社を完全子会社化した場合にも、引き続き、当社によるかかる事業構造改革等を支持していくと聞いております。

BIグループは、製薬業界における急激なグローバル化に従って、従来の多角的事業経営から、CHCビジネスを含むヒト用医薬品ビジネスにコア事業をシフトしてきたとのことです。その中で、当社は、昭和49年よりBIグループと戦略的協調体制を進めてまいりました。平成13年10月には、当社はNBの連結子会社化となりました。当社及びBIグループは、長きに渡る協調体制をさらに強化し、また、BIグループのグローバルな情報力及び研究開発力と、当社の強力な販売力及び新製品開発力を生かし、ベーリンガー インゲルハイム グループにとって2番目に大きな市場である日本におけるビジネスを順調に展開しております。

日本国内におけるCHC市場は、医薬品市場の規制緩和や消費者の健康志向を背景に、さらなる変化と、それに伴う新たな商機の到来が見込まれておりますが、一方で、個人消費の伸び悩みやOTC医薬品市場

での同質化競争・価格競争の激化が進んでおります。そのような中、BI グループは、日本市場において強力なブランド力を有する当社を完全子会社化することによって、日本における CHC ビジネスの市場における地位をより一層強化し、かつ、発展させることができると考え、本公開買付けを含む当社の完全子会社化取引の実施を決定したとのことです。

これを受けて、当社の取締役会は、BI グループに属する NB が当社株式を 70,444,343 株（株式所有割合：約 60.2%）保有する当社の親会社であることに鑑み、BI グループから提案された完全子会社化取引についての公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成 21 年 9 月 17 日付で、BI グループから独立していると認められる取締役 5 名及び監査役 2 名から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置し、特別委員会に対して、BI グループから提案された完全子会社化取引の受け容れの是非及びそのための条件、本公開買付けの実施の是非及び条件、その他本公開買付け後に実施予定の完全子会社化取引に関する事項（以下「本件検討事項」といいます。）に関して検討のうえ交渉を行うこと、並びに当該交渉のため必要な情報を収集及び検討すること（当該情報収集及び検討のために合理的に必要な範囲で独自のアドバイザーを起用することを含みます。）に関する権限を付与することを決議しました。

特別委員会の委員は、下記「（3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会における本件検討事項に関する検討結果を踏まえ、継続的に BI グループ側と直接交渉を行いました。その結果、本公開買付けを含む当社の完全子会社化取引の実施によって、以下のようなメリットが見込まれるものと判断し、当社の取締役会に報告いたしました。

まず、BI グループが当社を完全子会社化することにより、当社は、BI グループとの連携を一層強化することができると考えられます。また、BI グループが当社を完全子会社化することにより、当社及び BI グループの共同意思決定プロセスの効率性が向上し、当社は BI グループが持つ経営資源及びノウハウを共有することができるようになります。さらに、当社がグローバル企業グループの日本における完全子会社となることで、当社の従業員も成長とキャリアアップの機会を享受することが期待できます。

また、BI グループは、当社に対し、BI グループにおけるグループポリシーに従って、BI グループの医療用医薬品に関するスイッチ OTC について、BI グループにおける他の子会社と同様の権利を付与すること、及び、BI グループの幅広い CHC 製品や CHC パイプラインに関する情報、医療用医薬品業界のネットワーク等の様々な資産を活用させる機会を与えることを企図しており、これによって、当社においては、新製品開発の企画及び開発の早期かつ効率的な実施が可能となります。さらに、BI グループは、BI グループのグローバルなチャンネルやリソースを生かして当社の製品に係る海外市場を開拓していくこと、M&A の機会を当社と共同で評価し追求していくこと、他の海外 CHC 企業からの当社への製品供給の可能性を増大させていくこと、当社と共同してより効率的な組織運営や共同購買等を行っていくこと等を企図しており、これにより当社は、幅広いシナジーを発揮する機会を得ることが可能となります。また、BI グループからは、当社の完全子会社化後も、BI グループにおけるグループポリシーに従って当社の自主性・独立性を尊重し、当社の事業の強化を図っていくこととし、厳しい市場環境を勝ち抜くために、当社の伝統ある会社名・製品名を存続させ、BI グループは当社を CHC ビジネスにおける中心企業と位置付けるとの説明を受けております。

上記の事項に加え、有力なパイプラインを有する BI グループの医療用医薬品における強固な世界規模のビジネスを活用する機会を得ることにより、当社は、さらなる競争力を得ることができると見込まれます。

当社は、上記のような特別委員会からの報告や、当社のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）及びリーガル・アドバイザーである阿部・井窪・片山法

法律事務所からの意見書等を踏まえ、BI グループによる当社の完全子会社化が、当社の企業価値を向上させるために極めて有効な方策であるとの結論に至りました。また、当社は、下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②独立した特別委員会の設置」に記載の特別委員会からの答申の内容や、当社のフィナンシャル・アドバイザーである KPMG FAS のフェアネス・オピニオン等を踏まえ、本公開買付けにおける当社普通株式の1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の本公開買付けの諸条件は、当社の少数株主の利益に適切な配慮がなされたものであり、本公開買付価格は妥当な価格であって、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、当社の取締役会は、本公開買付けに賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行うことといたしました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

当社の取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び公開買付者を含む BI グループから独立した第三者算定機関であり、また特別委員会が指定したフィナンシャル・アドバイザーである KPMG FAS に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 2 月 10 日付で株式価値算定書を取得しております。

KPMG FAS は、当該株式価値算定書において、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて当社普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づき分析した当社普通株式1株当たりの株式価値の分析結果は以下のとおりです。

市場株価平均法	494 円から 530 円
DCF 法	645 円から 743 円

市場株価平均法では、平成 22 年 2 月 9 日を基準日とし、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の基準日終値、平成 22 年 1 月 26 日に当社が公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」と題する適時開示の公表日の翌営業日から基準日までの直近 10 営業日の終値の平均、直近 1 ヶ月平均及び直近 3 ヶ月平均を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値を 494 円から 530 円までと分析しております。また、これらの分析に加えて、本公開買付価格の妥当性を判断する参考として、過去の類似公開買付け事例の買付価格において付与された市場株価に対するプレミアムの水準に関する分析を行っております。

DCF 法では、直近までの業績の動向を考慮した上で当社が作成した事業計画に、公開買付者から提示された本公開買付けの実行により将来的に実現可能と考えられるシナジー効果を加算した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値を 645 円から 743 円までと分析しております。なお、KPMG FAS の当社普通株式の株式価値の算定において DCF 法の基礎として採用した当社の事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

特別委員会は、KPMG FAS から上記の株式価値算定書において使われている各手法に基づく算定結果について説明を受け、これを参考として、本公開買付価格について検討し、BI グループとの間で継続的な交渉を行いました。かかる交渉の結果、特別委員会は、BI グループから、本公開買付価格として 710 円という最終的な提案を受けたため、KPMG FAS に対し、本公開買付価格は当社の株主にとって財務的見地から妥当であるかについての意見書を当社の取締役会に提出することを求め、その結果、当社の取締役会は、KPMG FAS より、平成 22 年 2 月 10 日付で、710 円という本公開買付価格は当社の株主に

とって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しました。

他方、平成 22 年 2 月 10 日に公開買付者が公表した「エスエス製薬株式会社の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」と題する適時開示によれば、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者を含む BI グループ及び当社から独立した第三者算定機関であり、またフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村証券から平成 22 年 2 月 10 日に当社の株式価値算定書を取得したとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。上記各手法において算定された当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法	495 円から 527 円
類似会社比較法	311 円から 556 円
DCF 法	552 円から 740 円

市場株価平均法では、平成 22 年 2 月 8 日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均及び直近 6 ヶ月平均を基に、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 495 円から 527 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、野村証券は、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 311 円から 556 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 12 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 552 円から 740 円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、野村証券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付価格について検討したとのことです。検討にあたっては、上記算定結果に加え、当社普通株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ特別委員会との協議及び交渉の結果も踏まえ、平成 22 年 2 月 10 日、最終的に本公開買付価格を 710 円と決定したとのことです。なお、本公開買付価格は、平成 22 年 2 月 9 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の 530 円に対して 34.0%（小数点以下第二位四捨五入）、平成 22 年 2 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 512 円（小数点以下四捨五入）に対して 38.7%（小数点以下第二位四捨五入）、平成 22 年 2 月 9 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 502 円（小数点以下四捨五入）に対して 41.4%（小数点以下第二位四捨五入）、平成 22 年 2 月 9 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 496 円（小数点以下四捨五入）に対して 43.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

## ②独立した特別委員会の設置

当社の取締役会は、前記のとおり、平成 21 年 9 月 17 日、特別委員会を設置し、特別委員会に対して、本件検討事項に関して検討のうえ交渉を行うこと、及び当該交渉のため必要な情報を収集及び検討する

こと（当該情報収集及び検討のために合理的に必要な範囲で独自のアドバイザーを起用することを含みます。）に関する権限を付与することを決議しました。特別委員会の委員としては、取締役である羽鳥成一郎氏、青戸一正氏、塩野紀子氏、鈴木敏幸氏及び上田潔氏並びに監査役である福田棟光氏及び渡邊信氏を選定しております。

特別委員会は、平成 21 年 10 月 7 日より全 18 回にわたり開催され、当社の少数株主の利益保護に十分留意しつつ、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するか否かの観点、並びに従業員を含む全てのステークホルダーの利益に資するか否かの観点から、本件検討事項について検討し、当社の取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容についても検討を行いました。また、特別委員会の委員は、上記の検討結果を踏まえ、継続的に BI グループ側と直接交渉を行い、平成 22 年 1 月 19 日には、BI グループ側の本件の交渉責任者並びにそのアドバイザーである野村證券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の本件担当者を特別委員会の場に招いて、上記の各検討事項に関する説明を受け、交渉を行いました。また、特別委員会は、かかる検討及び交渉にあたり、当社の取締役会のフィナンシャル・アドバイザーである KPMG FAS から当社の株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容について説明を受け、KPMG FAS との間で質疑応答を行い、加えて、BI グループとの交渉その他必要な事項に関し、当社及び公開買付者を含む BI グループから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所より助言を得ております。かかる経緯の下、特別委員会は、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った意思決定の過程及び本公開買付け成立後の経営方針」に記載したような、BI グループの有する経営資源の活用可能性並びに当社が BI グループの完全子会社となることにより当社に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮し、本公開買付けを通じて BI グループの完全子会社となることが当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであり、また本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の少数株主の利益に適切な配慮がなされたものであり、本公開買付け価格は妥当な価格であって、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものである、と判断しました。そのため、特別委員会は、平成 22 年 2 月 10 日に、当社の取締役会に対して、本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社の株主の皆様の本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行うのが妥当であるとの答申を全会一致で行いました。

#### ③独立した法律事務所からの意見書の取得

当社の取締役会は、BI グループから提案された完全子会社化取引についての公正性をさらに確保し、取引の透明性及び客観性をより一層高めるため、当社の取締役会独自のリーガル・アドバイザーとして、当社及び公開買付者を含む BI グループから独立した阿部・井窪・片山法律事務所を選任し、同事務所から特別委員会の上記答申を踏まえ、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程が公正であること、並びに当社の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することが取締役としての善管注意義務に違反しないこと等についての意見書を取得する等して、BI グループが提案した当社の完全子会社化取引を当社が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討しました。

#### ④利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

本公開買付けに関連して開催された当社の取締役会に関して、当社の代表取締役会長であるトーマス・ハイル氏は、BI グループの一員である NB の代表取締役会長兼社長を兼務しており、当社の取締役であるクリストフ・ガウガー氏及びゲャーハート・ギーグル氏は、それぞれ NB の役職員を兼務し、かつトーマス・ハイル氏及びクリストフ・ガウガー氏は、それぞれ公開買付者の業務執行社員の職務執行者を兼務しているため、特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者を含む BI グループとの協議及び交渉には一切参加しておりません。さらに、平成 22 年 2 月 10 日開催の当社の取締役会には、トーマス・ハイル氏、クリストフ・ガウガー氏及びゲャーハート・ギーグル氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で本公

開買付けに賛同の意見を表明し、当社の株主の皆様にも本公開買付けへ応募することを推奨する旨を決議し、セバスチャン 薫 グルゾン氏及び村上光氏を除く当社監査役全員が上記の取締役会に参加し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、セバスチャン 薫 グルゾン氏及び村上光氏は、それぞれ NB の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておりません。

#### ⑤他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上に加え、法に定められた買付け等の期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）は 41 営業日（公開買付期間の末日は平成 22 年 4 月 13 日）に設定されております。公開買付者は、このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社株式について他の買付者による買付けの機会を確保し、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

さらに、当社は、公開買付者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、本公開買付けの公正性の担保に配慮しています。

#### ⑥買付予定数の下限の設定

公開買付者は、BI グループの一員である NB が当社普通株式を 70,444,343 株（株式所有割合：約 60.2%）保有しており、当該株式について NB より本公開買付けに応募する旨の同意を得ていることに鑑み、NB 及び当社以外の当社株主が平成 21 年 9 月 30 日現在保有している株式数（45,370,210 株）の多数の応募がなければ本公開買付けが成立しない水準である、平成 21 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数の約 82.5%に相当する 96,497,101 株を買付予定数の下限に設定しているとのことです。このように、公開買付者は、当社の発行済株式総数の約 82.5%に相当する応募が得られない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないこととすることにより、当社の少数株主の皆様を尊重しているとのことです。

#### （4）本公開買付け成立後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合で、本公開買付けにより公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。以下、本「（4）本公開買付け成立後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において同じです。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとする事により、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社が全部取得条項が付された当社普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに普通株式とは別の種類の当社の株式を交付すること等の議案を含む臨時株主総会、並びに上記②の議案を含む当社普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の開催を当社に要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て当社に取得され、当社の株主（当社を除きます。）の皆様には当該取得の対価として普通株式とは別の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の株式の数に 1 株に満たない端数がある株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、

当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①ないし③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記①ないし③の手續については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び当社の株主の皆様当社の普通株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者及び当社以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該当社の株主の皆様へに交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手續及びその実施時期については、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、上記の株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手續における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

本公開買付け及びその後の各手續により当社の完全子会社化が完了した後、公開買付者は、当社を吸収合併存続会社（会社法第749条第1項柱書で定義される会社をいいます。）、公開買付者を吸収合併消滅会社（会社法第749条第1項第1号で定義される会社をいいます。）とする吸収合併を行うことを予定しているとのことです。さらにその後、BIグループの日本におけるグループ会社経営を集約すること等を目的として、（公開買付者との間の吸収合併後の）当社及びNBの発行済株式の全てを保有することとなる共同持株会社を設立することが予定されているとのことです。上記の吸収合併及び共同持株会社の設立の実施について、その詳細及び時期は本書提出日現在では未定であり、また、事業環境の変化等の影響によっては、これらを実施しない可能性があるとのことです。

#### (5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手續を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手續が実行される場合、全部取得条項が付された当社普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行わない予定です。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、NB より、NB の保有する当社普通株式の全てである 70,444,343 株（株式所有割合：約 60.2%）を本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 今後の見通し

前記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った意思決定の過程及び本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本公開買付けは、実質的には支配株主との取引等に該当します。当社が支配株主と取引を行う場合には当社の取締役会において公正妥当であるとの判断をその都度する方針であるところ、本公開買付けについても当社の取締役会において公正妥当であるとの判断をしております。

以 上

添付資料

公開買付者の「エスエス製薬株式会社の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

## Press Release

報道関係 各位

2010年2月10日

会社名	ベーリンガーインゲルハイム・ ジャパン・インベストメント合同会社
代表者名	代表社員 ベーリンガー インゲルハイム アウスランズ ベタイリグングス ゲーエムベーハー 職務執行者 トーマス・ハイル クリストフ・ガウガー

### エスエス製薬株式会社の普通株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成22年2月10日、以下のとおり、エスエス製薬株式会社（コード番号：4537 東京証券取引所第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、ドイツ連邦共和国に本拠を有するベーリンガー インゲルハイム グループにおける海外グループ会社の多くを統括する会社であるベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベーハー (Boehringer Ingelheim Auslandsbeteiligungs GmbH)（以下「BA」といい、公開買付者及びBA並びにBAが本日現在においてその発行済株式の全てを保有する日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社（以下「NB」といいます。）を含むベーリンガー インゲルハイム グループに属する会社（ただし、本書の記載上、対象者を除くものとします。）を、「BIグループ」と総称します。）が本日現在においてその持分の全てを保有し、本公開買付けを通じて対象者株式を取得及び

保有することを目的として、設立された会社です。

公開買付者は、この度、対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得して対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、NB より、NB の保有する対象者株式の全てである 70,444,343 株（対象者の平成 21 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数である 116,966,183 株に対しての所有株式の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：約 60.2%）を本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限（96,497,101 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者の取締役会は、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

（2） 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

ベーリンガー インゲルハイム グループは、全世界 47 カ国に 41,000 人を超える従業員を擁する世界トップ 20 の製薬会社の一つで、平成 20 年度売上は 115 億 95 百万ユーロであり、ヒト用医薬品ビジネス及びアニマルヘルスビジネスを中心に活動しております。ヒト用医薬品ビジネスは売上の 96%を占めており、その大部分は医療用医薬品及びコンシューマーヘルスケア（以下「CHC」といいます。）製品で、その他化学薬品及びバイオ医薬品の業界向け製品にも取り組んでおります。ベーリンガー インゲルハイム グループは世界規模で CHC ビジネスを展開・成長させており、研究・開発、生産、物流等多くの施設を全世界に配置しております。CHC ビジネスの平成 20 年度売上は 11 億 90 百万ユーロで、平成 20 年度には全世界において市場シェア 2.7%を占め、世界第 6 位にランクしております。

一方、対象者は、創業 245 年の歴史を誇る、日本を代表する製薬会社であり、平成 22 年 2 月 10 日に対象者が公表した平成 21 年 12 月期決算短信によれば、平成 21 年度売上は 414 億 88 百万円です。対象者は、平成 17 年 4 月に医療用医

## <添付資料>



薬品事業を分割・譲渡し、OTC 医薬品（一般用医薬品）事業を中心とした CHC ビジネスに経営資源を集中する等、ここ数年に渡り大きな事業構造改革に取り組んでおります。現在は、「OTC のチャンピオン」となるべく企業体質の強化を図っており、経営戦略を IBM（Ideal Business Model：理想のビジネスモデル）として掲げ、継続的な収益力ある成長へつなげるために、効率的で生産性の高い社内組織の実現に向けた構造改革を進めております。BI グループは、対象者を完全子会社化した後も、引き続き、対象者によるかかる事業構造改革等を支持してまいります。

BI グループは、製薬業界における急激なグローバル化に従って、従来の多角的事業経営から、CHC ビジネスを含むヒト用医薬品ビジネスにコア事業をシフトしてまいりました。その中で、昭和 49 年より対象者と戦略的協調体制を進めてまいりました。平成 13 年 10 月には、NB が対象者を連結子会社化しております。BI グループ及び対象者は、長きに渡る協調体制をさらに強化し、また、BI グループのグローバルな情報力及び研究開発力と、対象者の強力な販売力及び新製品開発力を生かし、ベーリンガー インゲルハイム グループにとって 2 番目に大きな市場である日本におけるビジネスを順調に展開しております。

日本国内における CHC 市場は、医薬品市場の規制緩和や消費者の健康志向を背景に、さらなる変化と、それに伴う新たな商機の到来が見込まれておりますが、一方で、個人消費の伸び悩みや OTC 医薬品市場での同質化競争・価格競争の激化が進んでおります。そのような中、BI グループは、日本市場において強力なブランド力を有する対象者を完全子会社化することによって、日本における CHC ビジネスの市場における地位をより一層強化し、かつ、発展させることができると考え、本公開買付けを含む対象者の完全子会社化取引の実施を決定いたしました。

BI グループは、対象者を完全子会社化することにより、対象者は BI グループとの連携を一層強化することができると考えています。また、BI グループが対象者を完全子会社化することにより、BI グループ及び対象者の共同意思決定プロセスの効率性が向上し、BI グループが持つ経営資源及びノウハウを対象者と共有することができるようになります。さらに、対象者がグローバル企業グループの日本における完全子会社となることで、対象者の従業員も成長とキャリアアップの機会を享受することが期待できます。

また、BI グループは、対象者に対し、BI グループにおけるグループポリシーに従って、BI グループの医療用医薬品に関するスイッチ OTC について、BI グル

## <添付資料>



ープにおける他の子会社と同様の権利を付与すること、及び、BI グループの幅広い CHC 製品や CHC パイプラインに関する情報、医療用医薬品業界のネットワーク等の様々な資産を活用させる機会を与えることを企図しており、これによって、対象者においては、新製品開発の企画及び開発の早期かつ効率的な実施が可能となります。さらに、BI グループは、BI グループのグローバルなチャネルやリソースを生かして対象者の製品に係る海外市場を開拓していくこと、M&A の機会を対象者と共同で評価し追求していくこと、他の海外 CHC 企業からの対象者への製品供給の可能性を増大させていくこと、対象者と共同してより効率的な組織運営や共同購買等を行っていくこと等を企図しており、これにより対象者は、幅広いシナジーを発揮する機会を得ることが可能になります。また、BI グループは対象者の完全子会社化後も、BI グループにおけるグループポリシーに従って対象者の自主性・独立性を尊重し、対象者の事業の強化を図っていくこととし、厳しい市場環境を勝ち抜くために、対象者の伝統ある会社名・製品名を存続させ、BI グループは対象者を CHC ビジネスにおける中心企業と位置付けます。

上記の事項に加え、有力なパイプラインを有する BI グループの医療用医薬品における強固な世界規模のビジネスを活用する機会を得ることにより、対象者は、さらなる競争力を得ることができます。

なお、BI グループは、対象者の完全子会社化後、BI グループの日本におけるグループ会社経営を集約化すること等を目的として、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の吸収合併及び共同持株会社の設立を行うことを予定しておりますが、その詳細及び時期は本日現在では未定であり、また、事業環境の変化等の影響によっては、これらを実施しない可能性があります。

### (3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者を含む BI グループ及び対象者から独立した第三者算定機関であり、またフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

## <添付資料>



野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成 22 年 2 月 10 日に対象者の株式価値算定書を取得しております（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	495 円から 527 円
類似会社比較法	311 円から 556 円
DCF 法	552 円から 740 円

市場株価平均法では、平成 22 年 2 月 8 日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における対象者普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均及び直近 6 ヶ月平均を基に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 495 円から 527 円までと分析しております。

類似会社比較法では、野村證券は、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 311 円から 556 円までと分析しております。

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 12 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 552 円から 740 円までと分析しております。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては、上記算定結果に加え、対象者普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ後記「②独立した特別委員会の設置」で定義する特別委員会との協議及び交渉の結果も踏まえ、平成 22 年 2 月 10 日、最終的に本公開買付価格を

## <添付資料>



710 円と決定いたしました。なお、本公開買付価格は、平成 22 年 2 月 9 日の東京証券取引所における対象者普通株式の普通取引終値の 530 円に対して 34.0%（小数点以下第二位四捨五入）、平成 22 年 2 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 512 円（小数点以下四捨五入）に対して 38.7%（小数点以下第二位四捨五入）、平成 22 年 2 月 9 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 502 円（小数点以下四捨五入）に対して 41.4%（小数点以下第二位四捨五入）、平成 22 年 2 月 9 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 496 円（小数点以下四捨五入）に対して 43.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

一方、対象者の取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者を含む BI グループ及び対象者から独立した第三者算定機関であり、また後記「②独立した特別委員会の設置」で定義する特別委員会が指定したフィナンシャル・アドバイザーである株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 2 月 10 日付で株式価値算定書を取得しているとのことです。

KPMG FAS は、当該株式価値算定書において、市場株価平均法及び DCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づき分析した対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の分析結果は以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法 494 円から 530 円

DCF 法 645 円から 743 円

市場株価平均法では、平成 22 年 2 月 9 日を基準日とし、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日終値、平成 22 年 1 月 26 日に対象者が公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」と題する適時開示の公表日の翌営業日から基準日までの直近 10 営業日の終値の平均、直近 1 ヶ月平均及び直近 3 ヶ月平均を基に、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値を 494 円から 530 円までと分析しているとのことです。また、これらの分析に加えて、本公開買付価格の妥当性を判断する参考として、過去の類似公開買付け事例の買付価格において付与された市場株価に対するプレミアムの水準に関する分析を行っているとのことです。

DCF 法では、直近までの業績の動向を考慮した上で対象者が作成した事業計画に、公開買付者から提示した本公開買付けの実行により将来的に実現可能と考

えられるシナジー効果を加算した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値を645円から743円までと分析しているとのことです。なお、KPMG FASの対象者普通株式の株式価値の算定において DCF 法の基礎として採用した対象者の事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

後記「②独立した特別委員会の設置」で定義する特別委員会は、KPMG FAS から株式価値算定書において使われている各手法に基づく算定結果について説明を受け、これを参考として、本公開買付価格について検討し、BI グループとの間で継続的な交渉を行ったとのことです。かかる交渉の結果、当該特別委員会は、BI グループから、本公開買付価格として710円という最終的な提案を受けたため、KPMG FAS に対し、本公開買付価格は対象者の株主にとって財務的見地から妥当であるかについての意見書を対象者の取締役会に提出することを求め、その結果、対象者の取締役会は、KPMG FAS より、平成22年2月10日付で、710円という本公開買付価格は対象者の株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得したとのことです。

## ② 独立した特別委員会の設置

対象者の取締役会は、BI グループに属するNBが対象者株式を70,444,343株（株式所有割合：約60.2%）保有する対象者の親会社であることに鑑み、BI グループから提案された完全子会社化取引についての公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成21年9月17日付で、BI グループから独立していると認められる取締役5名及び監査役2名から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置し、特別委員会に対して、BI グループから提案された完全子会社化取引の受け容れの是非及びそのための条件、本公開買付けの実施の是非及び条件、その他本公開買付け後に実施予定の完全子会社化取引に関する事項（以下「本件検討事項」といいます。）に関して検討のうえ交渉を行うこと、並びに当該交渉のため必要な情報を収集及び検討すること（当該情報収集及び検討のために合理的に必要な範囲で独自のアドバイザーを起用することを含みます。）に関する権限を付与することを決議したとのことです。特別委員会の委員としては、取締役である羽鳥成一郎氏、青戸一正氏、塩野紀子氏、鈴木敏幸氏及び上田潔氏並びに監査役である福田棟光氏及び渡邊信氏を選定しているとのことです。

特別委員会は、平成21年10月7日より全18回にわたり開催され、対象者の少数株主の利益保護に十分留意しつつ、本公開買付けが対象者の企業価値向上

及び株主共同の利益に資するか否かの観点、並びに従業員を含む全てのステークホルダーの利益に資するか否かの観点から、本件検討事項について検討し、対象者の取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容についても検討を行ったとのことです。また、特別委員会の委員は、上記の検討結果を踏まえ、継続的にBIグループ側と直接交渉を行い、平成22年1月19日には、BIグループ側の本件の交渉責任者並びにそのアドバイザーである野村證券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の本件担当者を特別委員会の場に招いて、上記の各検討事項に関する説明を受け、交渉を行ったとのことです。また、特別委員会は、かかる検討及び交渉にあたり、対象者の取締役会のフィナンシャル・アドバイザーであるKPMG FASから対象者の株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容について説明を受け、KPMG FASとの間で質疑応答を行ったとのことであり、加えて、BIグループとの交渉その他必要な事項に関し、公開買付者を含むBIグループ及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所より助言を得たとのことです。かかる経緯の下、特別委員会は、BIグループの有する経営資源の活用の可能性並びに対象者がBIグループの完全子会社となることにより対象者に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮し、本公開買付けを通じてBIグループの完全子会社となることが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであり、また本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の少数株主の利益に適切な配慮がなされたものであり、本公開買付け価格は妥当な価格であって、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものである、と判断したとのことです。そのため、特別委員会は、平成22年2月10日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様の本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行うのが妥当であるとの答申を全会一致で行ったとのことです。

### ③ 独立した法律事務所からの意見書の取得

対象者の取締役会は、BIグループから提案された完全子会社化取引についての公正性をさらに確保し、取引の透明性及び客観性をより一層高めるため、対象者の取締役会独自のリーガル・アドバイザーとして公開買付者を含むBIグループ及び対象者から独立した阿部・井窪・片山法律事務所を選任し、同事務所から特別委員会の上記答申を踏まえ、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程が公正であること、並びに対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明することが取締役としての善管注意義務に違反しないこと等についての意見書を取得する等して、BIグループが提案した対象者の完全子会社化取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのこと

です。

④ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

本公開買付けに関連して開催された対象者の取締役会に関して、対象者の代表取締役会長であるトーマス・ハイル氏は、BI グループの一員であるNBの代表取締役会長兼社長を兼務しており、対象者の取締役であるクリストフ・ガウガー氏及びゲアハート・ギーグル氏は、それぞれNBの役職員を兼務し、かつトーマス・ハイル氏及びクリストフ・ガウガー氏は、それぞれ公開買付者の業務執行社員の職務執行者を兼務しているため、特別の利害関係を有すること又は特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者を含むBIグループとの協議及び交渉には一切参加していないとのことです。さらに、平成22年2月10日開催の対象者の取締役会には、トーマス・ハイル氏、クリストフ・ガウガー氏及びゲアハート・ギーグル氏以外の対象者取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様へ本公開買付けへ応募することを推奨する旨を決議し、セバスチャン 薫 グルゾン氏及び村上光氏を除く対象者監査役全員が上記の取締役会に参加し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、セバスチャン 薫 グルゾン氏及び村上光氏は、それぞれNBの役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上に加え、公開買付者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定められた買付け等の期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を41営業日（公開買付期間の末日は平成22年4月13日）に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者株式について他の買付者による買付けの機会を確保し、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

さらに、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせて、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、BI グループの一員である NB が対象者普通株式を 70,444,343 株（株式所有割合：約 60.2%）保有しており、当該株式について NB より本公開買付けに応募する旨の同意を得ていることに鑑み、NB 及び対象者以外の対象者の株主の皆様が平成 21 年 9 月 30 日現在保有している株式数（45,370,210 株）の多数の応募がなければ本公開買付けが成立しない水準である、対象者の第 83 期第 3 四半期報告書（平成 21 年 11 月 13 日提出）に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（116,966,183 株）の約 82.5%に相当する 96,497,101 株を買付予定数の下限に設定しております。このように、公開買付者は、対象者の発行済株式総数の約 82.5%に相当する応募が得られない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないこととすることにより、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

（４） 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合で、本公開買付けにより公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。以下、本「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において同じです。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①対象者の定款の一部を変更し、対象者において普通株式とは別の種類の対象者の株式を発行できるものとする事により、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の定款の一部を変更し、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③対象者が全部取得条項が付された対象者普通株式の全部（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに普通株式とは別の種類の対象者の株式を交付すること等の議案を含む臨時株主総会、並びに上記②の議案を含む対象者普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て対象者に取得され、対象者の株主（対象者を除きます。）の皆様には当該取得の対価として普通株式とは別の

種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数に1株に満たない端数がある株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①ないし③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記①ないし③の手續については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び対象者の株主の皆様の対象者普通株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者及び対象者以外の対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者の株主の皆様へ交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手續及びその実施時期については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

なお、本公開買付けは、上記の株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手續における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

本公開買付け及びその後の各手續により対象者の完全子会社化が完了した後、公開買付者は、対象者を吸収合併存続会社（会社法第749条第1項柱書で定義

される会社をいいます。)、公開買付者を吸収合併消滅会社(会社法第 749 条第 1 項第 1 号で定義される会社をいいます。)とする吸収合併を行うことを予定しております。さらにその後、BI グループの日本におけるグループ会社経営を集約化すること等を目的として、(公開買付者との間の吸収合併後の)対象者及び NB の発行済株式の全てを保有することとなる共同持株会社を設立することが予定されております。上記の吸収合併及び共同持株会社の設立の実施について、その詳細及び時期は本日現在では未定であり、また、事業環境の変化等の影響によっては、これらを実施しない可能性があります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載の各手続きを実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し対象者普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載の各手続きが実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、NB より、NB の保有する対象者普通株式の全てである 70,444,343 株(株式所有割合:約 60.2%)を本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名 称	エスエス製薬株式会社
②	所 在 地	東京都中央区日本橋浜町二丁目 12 番 4
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 羽鳥成一郎
④	事 業 内 容	医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、食品等の製造・販売
⑤	資 本 金	10,172 百万円(平成 21 年 9 月 30 日現在)

< 添付資料 >



⑥	設立年月日	昭和2年10月29日
⑦	大株主及び持株比率（平成21年6月30日現在）	日本ベーリンガーインゲルハイム(株) 60.22%
		日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4G) 1.95%
		エスエス従業員持株会 1.04%
		エスエス製薬(株) 0.97%
		日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 0.97%
		日本マスタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口・川田工業(株)口) 0.94%
		全兔会 0.79%
		日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 0.79%
		泰道リビング(株) 0.73%
		日本興亜損害保険(株) 0.69%
⑧	公開買付者と対象者の関係	
	資本関係	公開買付者の完全親会社であるBAは、BAの完全子会社であるNBを通じて、対象者普通株式を70,444,343株(株式所有割合：約60.2%)保有しております。
	人的関係	公開買付者の業務執行社員の職務執行者2名は、NB及び対象者の役職員を兼任しております。
	取引関係	公開買付者と対象者の間には、記載すべき取引関係はありませんが、NBは、対象者へ原材料を供給すると共に、対象者から製品及び原材料を仕入れております。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、NBの株式の保有を介して対象者の間接親会社の立場に立つBAの完全子会社であり、対象者と同一の親会社をもつ関連当事者であります。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年2月15日（月曜日）から平成22年4月13日（火曜日）まで（41営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金710円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者を含むBIグループ及び対象者から独立した第三者算定機関であり、またフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、

対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成 22 年 2 月 10 日に対象者の株式価値算定書を取得しております（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	495 円から 527 円
類似会社比較法	311 円から 556 円
DCF 法	552 円から 740 円

市場株価平均法では、平成 22 年 2 月 8 日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均及び直近 6 ヶ月平均を基に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 495 円から 527 円までと分析しております。

類似会社比較法では、野村證券は、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 311 円から 556 円までと分析しております。

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 12 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 552 円から 740 円までと分析しております。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては、上記算定結果に加え、対象者普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの事例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ特別委員会との協議及び交渉の結果も踏まえ、平成 22 年 2 月 10 日、最終的に本公開買付価格を 710 円と決定いたしました。なお、本公開買付価格

は、平成 22 年 2 月 9 日の東京証券取引所における対象者普通株式の普通取引終値の 530 円に対して 34.0% (小数点以下第二位四捨五入)、平成 22 年 2 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 512 円 (小数点以下四捨五入) に対して 38.7% (小数点以下第二位四捨五入)、平成 22 年 2 月 9 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 502 円 (小数点以下四捨五入) に対して 41.4% (小数点以下第二位四捨五入)、平成 22 年 2 月 9 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 496 円 (小数点以下四捨五入) に対して 43.1% (小数点以下第二位四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

## ② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

BI グループは、製薬業界における急激なグローバル化に従って、従来の多角的事業経営から、CHC ビジネスを中心としたヒト用医薬品ビジネスにコア事業をシフトしてまいりました。その中で、昭和 49 年より対象者と戦略的協調体制を進めてまいりました。平成 13 年 10 月には、NB が対象者を連結子会社化しております。BI グループ及び対象者は、長きに渡る協調体制をさらに強化し、また、BI グループのグローバルな情報力及び研究開発力と、対象者の強力な販売力及び新製品開発力を生かし、ベーリンガー インゲルハイム グループにとって 2 番目に大きな市場である日本におけるビジネスを順調に展開しております。

日本国内における CHC 市場は、医薬品市場の規制緩和や消費者の健康志向を背景に、さらなる変化と、それに伴う新たな商機の到来が見込まれておりますが、一方で、個人消費の伸び悩みや OTC 医薬品市場での同質化競争・価格競争の激化が進んでおります。そのような中、BI グループは、日本市場において強力なブランド力を有する対象者を完全子会社化することによって、日本における CHC ビジネスの市場における地位をより一層強化し、かつ、発展させることができると考え、平成 21 年 3 月頃より、本公開買付けを含む対象者の完全子会社化取引の検討を進めてまいりました。その後、上記のとおり、対象者及び特別委員会との協議及び交渉を経て、公開買付者は、平成 22 年 2 月 10 日に、本公開買付けの実施を決定いたしました。

### (i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者を含む BI グループ及び対象者から独立した第三者算定機関であり、またフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 2 月 10 日に対象者の株式価値算定書を取得しております (なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取

得しておりません。)

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 495 円から 527 円

類似会社比較法 311 円から 556 円

DCF 法 552 円から 740 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては、上記算定結果に加え、対象者普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ特別委員会との協議及び交渉の結果も踏まえ、平成 22 年 2 月 10 日、最終的に本公開買付価格を 710 円と決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置)

前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」(「①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得」中の「一方」で始まる段落以降に限ります。)をご参照ください。

③ 算定機関との関係

野村證券は、公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
115,814,553 (株)	96,497,101 (株)	— (株)

(注 1) 買付予定数は、対象者の第 83 期第 3 四半期報告書(平成 21 年 11 月 13 日提出)に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数

<添付資料>



(116,966,183株)より、平成21年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数(1,151,630株)を控除した株式数です。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(96,497,101株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主により単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従って公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合-%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合-%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	115,814個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	113,534個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第83期第3四半期報告書(平成21年11月13日提出)に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(116,966,183株)より、平成21年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数(1,151,630株)を控除した株式数に係る議決権の数(115,814個)を分母として計算しております。

(7) 買付代金 金82,228百万円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数(115,814,553株)に本公開買付け価格(710

円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成22年4月20日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(96,497,101株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びワないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従って、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経

## <添付資料>



済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 2 月 15 日（月曜日）

#### (11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者の取締役会は、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

#### (2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至

## <添付資料>



った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

### (3) 利益相反を回避する措置の具体的内容

前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

### (4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成22年2月10日に、平成21年12月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の個別損益状況等は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

#### 損益の状況

決算年月	平成21年12月期 (第83期)
売上高	41,488百万円
売上原価	12,512百万円
販売費及び一般管理費	25,928百万円
営業外収益	528百万円
営業外費用	220百万円
当期純利益	1,651百万円

#### 1株当たりの状況

決算年月	平成21年12月期 (第83期)
1株当たり当期純利益	14.26円
1株当たり配当額	15円
1株当たり純資産額	510.21円

<添付資料>



以上

ベーリンガーインゲルハイムについての詳細情報は：

[www.boehringer-ingelheim.com](http://www.boehringer-ingelheim.com) (ベーリンガーインゲルハイムグループ)

[www.boehringer-ingelheim.co.jp](http://www.boehringer-ingelheim.co.jp) (日本ベーリンガーインゲルハイム)

からご覧いただけます。

プレスリリースに関するお問い合わせ先：

日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社

広報部エクスターナルコミュニケーションズグループ

Tel. 03-6417-2145

Fax. 03-5435-2926

本書に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同法施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書の発表から12時間を経過するまでは、エスエス製薬株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

本書は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本書は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本書（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

本公開買付けは、日本で設立された会社であるエスエス製薬株式会社の普通株式を対象としています。本公開買付けは、金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外

<添付資料>



の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

対象者は、日本の会社法に従って株主により単元未満株式買取請求権が行使された場合には、自己の株式を市場価格で買い取る可能性があります。対象者の第83期第3四半期報告書（平成21年11月13日提出）によれば、平成21年9月30日現在の対象者の単元未満株式数は2,289,183株です。日本の証券取引関連法制上許容される範囲内で、公開買付者及び対象者のフィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（復代理人を含みます。）は、通常の証券取引業務の一環として、公開買付期間中に、対象者普通株式を自己勘定又は顧客勘定で売買することがあります。日本の証券取引関連法制上かかる売買について開示が必要な場合、米国株主に対して当該開示をお知らせする書面が交付されます。

国又は地域によっては、本書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本書が受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。